第　２　章　　緊急補修業務施工管理基準等

２－１　総　則

２－１－１　目　的

この緊急補修業務において、指示書に定められた業務期間、補修目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。

２－１－２　適　用

この基準は、緊急補修業務における施工管理基準を示すものである。

２－１－３　構　成

この基準における施工管理の構成は、次のとおりとする。

施工管理
- 出来形管理
- 品質管理
- 写真管理
- 安全管理（交通安全等）

２－１－４　規格値

出来形及び品質の規格値は、2－3－1「出来形管理基準及び規格値」及び 2－3－2「品質管理基準及び規格値」に示すとおりとする。

２－２　施工管理

２－２－１　管理基準

１．出来形管理

受託者は、出来形を 2－3－1「出来形管理基準及び規格値」に定める測定項目に基づき、写真により管理しなければならない。

なお、本仕様書に記載されていない工種・項目についての取扱いは、業務監督員の指示によるものとする。

２．品質管理

受託者は、各種資材業者から提出される各種試験表により、品質管理を行うものとする。なお、品質管理基準は 2－3－2「品質管理基準及び規格値」に示すとおりとする。

３．写真管理

施工写真は、施工管理の手段として、業務の施工段階及び業務終了後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、及び業務中の災害写真を撮影し、適切な管理のもとに、保管し、業務監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。2－3－3「業務の写真管理要領」、2－3－4「業務の写真管理基準」のとおりとする。

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準平成 28 年 3 月国土

交通省」に規定する写真情報に必要事項を記入し、整理する。

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」に基づく小黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、業務監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象とすることができ、「札幌市土木工事共通仕様書　2-7-14　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」によることとする。

4．安全管理

業務施工の交通安全など保安対策は、本基準の 2－3－6 交通安全管理基準に基づき安全管理を行うものとする。

2－2－2　管理の実施

1．受託者は、管理の実施に当たって当該業務の施工管理を掌握し、常に的確な管理が行われるようにしなければならない。

2．受託者は、管理の実施に先立ちその詳細について業務監督員と協議するものとする。

3．本管理基準の測定頻度等は、その標準を示したものである。したがって、現場の条件、状況の変化等に応じ適宜増減し、所定の出来形、品質を得られるように管理しなければならない。

4．受託者は、測定等を業務の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

5．受託者は、測定等の結果を、その都度写真に記録し、業務監督員に提示し、承諾を得なければならない。

6．測定値が甚だしく偏向する場合、バラツキが大きい場合又は所定の範囲を外れる場合等は、受託者は更に精査の上、原因を究め、手直し、補強、やり直し等の処置を行わなければならない。

なお、この場合の費用については、受託者の負担とする。

2－2－3　出来形及び品質管理の様式

1．出来形及び品質管理の結果については、2-3-1「出来形管理基準及び規格値」、2-3-2「品質管理基準及び規格値」、2-3-3「業務の写真管理要領」、2-3-4「業務の写真管理基準」において、必要とするものについて整理し提出すること。

2．提出する取りまとめ資料の基礎となる資料は、受託者が整理し１年間保管するものとする。

２－３　出来形管理基準及び規格値

緊急補修業務においては、主たる目的として施設の原状回復（原状又は機能回復）であるため、当初設計値との誤差ではなく必要最小限度の出来形基準を示すものである。

２－３－１　出来形管理基準及び規格値

工　　種	項　　目	規格値(㎜)	施工管理基準		摘　　要
			測定基準	結果表による場合実測値の差を記入	
本管補修 管きょ基礎工 管布設工	幅　　a 厚さ　　h 中心線の偏位	－１０ －１０ 左・右５０	１施工単位ごとに１か所とする。	結果表に取りまとめる。 写真による寸法確認に代えることができる。	部分的な補修に摘要する。 基準高については、適用しない。 基礎工の幅・厚さについては、成型後に確認すること。
ﾏﾝﾎｰﾙ補修 嵩上げ 嵩下げ	基　準　高 （既設路面から5㎜下がりとする。）	±５	１か所ごとに測定する。	結果表に取りまとめる。 写真による寸法確認に代えることができる。	既設路面の傾斜の状況等を考慮し、鉄蓋の角度は、路面に合わせ設置すること。
ます取付管補修	取付管布設延長 取付管勾配	― 10‰以上	布設替延長の確認をする。 ロット及び勾配測定器により、曲管使用時は上・下流とも計測する。	写真により布設状況を確認する。	― 現地条件等により、これにより難い場合は、業務施工協議簿による。
路面復旧 車道 ・路盤 ・安定処理 ・基層 ・表層 歩道 ・路盤 ・舗装	厚さ 厚さ 厚さ 厚さ 厚さ 厚さ	－４５ －１５ －　９ －　７ －３０ t＜15㎝ －４５ t≧15㎝ －　９	１か所ごとに測定する。	結果表に取りまとめる。 写真による寸法確認に代えることができる。	舗装のコア抜きは不要 写真でまとめる場合は、厚さが確認できるように（路盤の厚さについては成型後に確認、ただしマンホール補修は除く）スタッフ、定規等を当て撮影する。 舗装復旧の規格値は、各層の規格値であるので、何層にもなる場合、累積して出来形不足にならないこと。
その他補修	札幌市下水道管きょ工事仕様書に準じる。	札幌市下水道管きょ工事仕様書に準じる。	札幌市下水道管きょ工事仕様書に準じる。		札幌市下水道管きょ工事仕様書に準じる。

２－３－２　品質管理基準及び規格値

No. 1

種　別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準		摘　要
				試験(測定)基準	管理方法	
路盤材料	骨材の品質 骨材の比重、耐久性、物理的性質等	札幌市土木工事共通仕様書による。	札幌市土木工事共通仕様書による。	骨材の採取地の試験による。	業務監督員が採取地、納入会社、品質の確認をする。	業務監督員が骨材の品質に疑義があると判断した時、試験成績表、又は出荷証明の提出を求めることができる。
埋戻材料 砂 ズリ 改良埋戻材	― ―	― 札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	札幌市土木工事共通仕様書による。 札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	採取地での品質の確認をする。 JISA1216	―	試験表の提出は不要
下水道用塩化ビニール管類(支給材を除く)	日本下水道協会規格(K－1)の試験項目による。	日本下水道協会規格(K－1)の試験項目による。	日本下水道協会規格(K－1)による。	日本下水道協会の基準による。	―	試験表の提出は不要
コンクリート	コンクリートの品質	札幌市土木工事共通仕様書による。	札幌市土木工事共通仕様書による。	レディーミクストコンクリート会社における試験による。	業務監督員がレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等を確認する。	札幌市土木工事共通仕様書で義務付けている各種試験は行わない。 生コン会社が確認できる納品書を添付する。
モルタル	モルタルの品質	札幌市土木工事共通仕様書による。	札幌市土木工事共通仕様書による。	―	―	容積配合でもよい。
アスファルト 材料 (舗装復旧)	骨材の品質 骨材の比重、耐久性、物理的性質等 アスファルトの品質 アスファルトの物理的性質の測定	札幌市土木工事共通仕様書による。	札幌市土木工事共通仕様書による。	アスファルト合材の製造会社の試験による。 (各会社で年度当初標準的配合を行っている。)	試験等の結果は、合材の製造会社で保管する。	試験の結果表の提出は不要 業務監督員が品質に疑義があると判断した時は、試験成績表の提出を求めることができる。

２－３－２　品質管理基準及び規格値

No.　2

種　　別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準		摘　　要
				試験(測定)基準	管理方法	
アスファルト舗装施工 (舗装復旧)	札幌市土木工事共通仕様書による。	札幌市土木工事共通仕様書による。	札幌市土木工事共通仕様書による。	小面積のため現場での試験は除く。	合材の管理は、アスファルト製造会社の管理 自記記録データのチェック等、必要に応じ品質の管理を行うこと。 なお、施工中の管理は施工面積も少ないので写真により行う。	施工量､品質等を明確にするため舗装合材の自記記録印字データの提出を求めることがある。
区画線	塗料等の吐出量の測定	札幌市土木工事共通仕様書による。	札幌市土木工事共通仕様書による。	―	―	記録紙の提出は不要 ただし機械引きの場合は記録紙を提出すること。
その他材料	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。

２－３－３　業務の写真管理要領

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">撮影項目</th><th colspan="2">撮影基準</th><th rowspan="2">管理方法</th></tr>
<tr><th>撮影箇所</th><th>撮影方法</th></tr>
<tr><td>工事状況写真</td><td>１．業務着手前及び完成写真
２．業務施工中の写真
①施工状況写真
②検収写真
③品質確認写真
④破損箇所写真
⑤その他施工中の写真
３．業務中の安全管理関係写真</td><td>業務着手前及び完成写真は、全景及び部分として関連対比できるよう撮影する。

その他、撮影箇所は業務監督員が指示する。</td><td rowspan="3">施工箇所の状況、場所、時間、寸法等の確認、判断等ができるよう撮影する。

この詳細の内容は、業務監督員と協議する。

写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載し小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

イ　業務名
ロ　工種等
ハ　位置
ニ　設計寸法
ホ　実測寸法
ヘ　略図
ト　撮影月日

その他、詳細の撮影基準は、業務の写真管理基準による。</td><td rowspan="3">写真はカラーとする。有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は３：４程度とする。

写真は、工種、場所、種別、細別ごとにアルバムに整理する。

トリミングによる拡大写真、部分写真等は可とし、概略図等を貼付し、わかり易いように整理する。</td></tr>
<tr><td>出来形管理用写真</td><td>１．管路の基礎工、防護コンクリート等完成後明視できないもの。
２．桝類の基礎工、マンホールの金枠防護コンクリート等完成後明視できないもの。
３．土工(床掘、埋戻)等完成後明視できないもの。
４．路盤復旧工、舗装復旧厚等写真により出来形、品質管理を行うもの。
５．その他、出来形寸法等業務の完成後明視できないもの。</td><td>寸法の出来形管理においては、業務の写真管理基準によるが、特に完成後明視できない箇所について撮影する。</td></tr>
<tr><td>業務中の災害写真</td><td>１．被災前の写真(上記の各種写真と兼用できる。)
２．被災中の写真
３．被災後の写真
①全景写真
②部分写真</td><td>被災箇所ごとに、業務監督員の指示を受け、できるだけ密に撮影する。</td></tr>
</table>

２－３－４　業務の写真管理基準

No. 1

工　　種	区　　分	撮 影 種 目	撮 影 基 準
共通事項 本管補修 ます取付管補修 マンホール補修 路面復旧工	施工状況写真 出来形管理確認写真	１．業務施工中の写真 ２．施工中の安全管理関係写真 ３．基礎工等の出来形寸法写真	①着手前と完成（全景） ②舗装切断 ③掘削 ④既設構造物の破損状況 ⑤埋戻 ⑥工事安全管理 （業務看板等・交通規制状況） ⑦構造物の出来形寸法 ⑧路床仕上げ(不陸整正)及び転圧 ⑨路盤転圧状況、各層の寸法 ※⑨は指示書ごとに１か所 ⑩舗装仮復旧 ⑪不陸整正 ⑫プライムコート、タックコート （散布状況、完了） ⑬舗装復旧面積・各層の寸法 ⑭現場安全ミーティング等の実施状況 ※⑭は指示書ごとに１か所 ※⑨と⑭については、業務箇所が 10 か所以上ある指示書の場合は、10 か所につき１か所の撮影とする。
ます取付管補修	施工状況写真 出来形管理確認写真	１．業務施工中の写真 ２．施工中の安全管理関係写真	・「共通事項」 ・特殊接着材支管塗布 ・支管取付（鉄線巻又はアンカーボルト） ・偏芯異形ソケット取付 ・接着剤・接合剤・滑剤塗布 ・取付管布設 ・砂付加工 ・桝接合モルタル ・桝基礎砕石（寸法等） ・桝設置完了 ・既設取付管撤去、又は閉塞 ・地下埋設物の状況及び取付管との交差状況 ・既設排水設備接続完了 ・取付管勾配（全線敷設替えの場合） ・埋設シート（国道の場合）
本管補修	施工状況写真 出来形管理確認写真	１．業務施工中の写真 ２．施工中の安全管理関係写真 ３．基礎工等の出来形寸法写真	・「共通事項」 ・水替 ・土留 ・基礎の出来形寸法(成型後に幅、厚さの確認) ・管路の布設及び接合 ・防護コンクリートの出来形寸法 ・埋設シート（国道の場合）

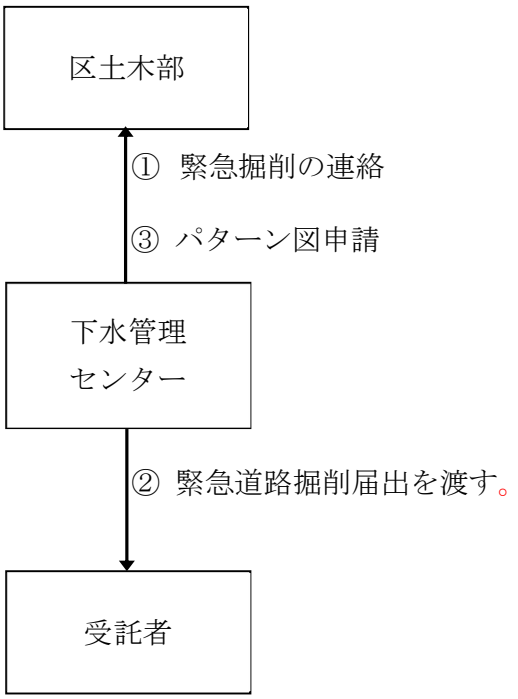
２－３－４　業務の写真管理基準

No. 2

工　　種	区　　分	撮 影 種 目	撮 影 基 準
マンホール補修	施工状況写真 出来形管理確認写真	１．業務施工中の写真 ２．施工中の安全管理関係写真	１．全箇所撮影するもの ・「共通事項」のうち ①、②の切断寸法、⑦、⑫、⑬ ・着手前と完成 （内部、蓋裏、足掛、目地等） ・足掛金物設置 （目地はつり、止水防護状況） ・上絞部ブロック、金枠設置 ・無収縮モルタル （袋、気温、攪拌、注入状況、厚さ） ・鉄蓋設置完了 （躯体全景、基準高） ２．10か所に1か所撮影するもの ・「共通事項」のうち ②の切断状況、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑭ ・上絞部ブロック、金枠撤去 ・ガタツキ防止部材先端保護状況 ・路床下がり検寸
その他補修	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。	札幌市下水道管きょ工事仕様書による。

２－３－５　緊急業務に係る道路使用許可申請等の特例の手続

下水道施設の補修に緊急を要する「緊急業務」の指示を受けた場合は、以下のフローチャートに基づき許可等の特例として手続きを行えるものとする。



※緊急業務の指示のうち、事前に所轄警察署の道路使用許可申請が可能な場合は、あらかじめ道路使用許可を受けるものとする。

※受託者は、業務施工中、緊急道路掘削届出を携帯することで、道路使用許可を受けたとみなされる。

警察等から道路使用許可書の提示を求められた場合、緊急掘削届出を提示すること。

【フローチャートの解説】

① 業務監督員は、緊急業務の施工に先立ち区土木センターに、電話又は口頭により緊急掘削の連絡をする。（施工箇所、日時、緊急の理由、受託者名（担当者・連絡先））

② 業務監督員は、緊急道路掘削届出（警察署長あて）を作成し、受託者に渡す。

③ 業務監督員は、後日、区土木部にパターン図申請を行う。

※なお、道路使用許可書の更新が未完了の状態で緊急掘削を行う必要がある場合、下水管理センターは区土木部へ連絡した後、所轄警察署へ緊急掘削の連絡を行う。
受託者は、施工後に所轄警察署へ道路使用許可申請を行い、道路使用許可書を発行してもらうこと。

２－３－６　交通安全管理基準

１．　安全施設（保安施設）は、「工事看板等設置基準（土木系工事）」を標準とし、業務監督員と十分打合せの上、実施すること。

２．　業務履行中の安全点検、安全訓練は受託者の責任のもと自主的に実施し、その成果書類は社内保管するものとする。

３．　業務の履行にあたって業務監督員と十分に打合せの上、交通誘導警備員を配置し業務の安全を図ること。

４．　舗装の仮復旧による交通開放中には、段差等が発生し事故を起こす恐れが大きいので、本舗装の復旧までは、見回り、点検を十分に行い、段差等が発生した場合は速やかに処置し、事故の防止に努めなければならない。

２－３－７　路面復旧工

１．　路盤復旧工

（１）　埋戻し（1 層の仕上げは 30 ㎝以下）後は、速やかに路盤復旧を行うこと。

（２）　砕石の敷均し（１層の仕上げは 20cm 以下）は、過不足のないように散布し、転圧により不陸が生じた場合は、同じ粒度の砕石を散布し不陸を整正しなければならない。

車道部分及び歩道部分の転圧は、適切な機種により充分転圧を行わなければならない。

なお、路床及び敷砂のある場合は、不陸整正した後、上記作業にとりかからなければならない。

（３）　路盤復旧は、業務監督員と協議した仕上げ厚さ及び影響部を含む幅とし、特に指定のない場合は掘削幅とする。

２．　舗装復旧工

（１）　舗装復旧の表層仕上げに当たっては、既設舗装面との擦り付けを前後左右なじみよく仕上げるものとする。

（２）　業務履行中に隣接舗装面に亀裂及び沈下等が認められる場合は、その範囲も含め舗装切断し、舗装復旧を行うこと。

プライムコートの使用量は 1.2 L/㎡、タックコートの使用量は 0.4 L/㎡を標準とする。

３．　成形目地材の設置について

幹線道路の車道の表層施工前に、アスファルト舗装用成形目地材（Ｉ型・高弾性）を設置すること。なお、施工に当たっては作業手順等を検討し、業務履行計画書に明記すること。

（１）対象路線については幹線道路（車道部）とし、業務監督員の指示によること。

（２）設置場所は、幹線道路（車道部）における既設舗装と新設舗装及び新設舗装と新設舗装の縦横断ジョイント部とする。

（３）Ｉ型の目地材については、下表のものを使用すること。

表層厚さ	使用する成形目地材
H＝30㎜	T=５㎜、H=２５㎜
H＝40㎜	T=５㎜、H=３５㎜

４．　その他補修

札幌市下水道管きょ工事仕様書によるものとする。

２－３－８　緊急補修業務の確認事項（参考）

ます取付管・マンホール・本管 緊急補修業務に適用

区分	工種	種別	細目	確認時期	確認項目	確認の程度	確認の種類
共通	材料	材料	埋戻し材 路盤材 加熱アスファルト舗装材料	施工前 又は 施工中	製品検査証明書 試験成績との照合 品質証明書との照合 検査証明書との照合	材料ごと	臨場・机上
管路	開削	補修工	位置確認	施工前	施工位置	全　数	机　上
			土留工	施工中	矢板、腹越し、切梁位置		臨場・机上
			管基礎工	施工中	砕石・コンクリート厚さ・幅		臨場・机上
			管防護工	施工中	幅・高さ・延長		臨場・机上
			管布設工	施工中	延長	１回 ／業務	臨場・机上
			取付管 布設	施工中	延長		臨場・机上
			ブロック 類据付	施工中	設置状況		臨場・机上
			路盤 復旧工	施工中	厚さ		臨場・机上
			舗装 復旧工	施工中	厚さ・敷均し温度		臨場・机上

注）

１．「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施は業務内容及び施工規模を勘案の上、変更できるものとする。

２．業務監督員は、受託者との協議により項目の決定を行い、実施するものとする。

３．確認の種類は、机上・臨場を選択すること。

２－４　建設副産物（廃棄物）の適正処理

１．建設副産物（廃棄物）の適正処理の確保

受託者は、次に記載する環境法令及びそれらに基づく要綱・指針等をよく理解し、建設副産物及び建設廃棄物の発生を抑制し、資源の再資源化に努め再生資源の活用を行わなければならない。また、廃棄物を適正に処理するとともに管理を行わなければならない。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）
・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）
・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）
・「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）
・「札幌市グリーン購入ガイドライン」

２．履行計画

受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を業務現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム等により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、業務履行計画書に含め、業務監督員に提出しなければならない。

受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を業務現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム等により「再生資源利用促進計画書」を作成し、業務履行計画書に含め、業務監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。

受託者は、再生資源利用（促進）計画書を書面又は映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

受託者は、業務完了後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム等により作成し、業務監督員に提出するとともに 5 年間保管しなければならない。また、業務監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。

（１）計画作成時の検討項目

「下水道管きょ工事仕様書 12-3-1.計画作成時の検討項目」による。

３．舗装切断時に発生する濁水の処理

（１）受託者は、舗装切断作業を行いながら濁水を吸引の上、タンク等に貯留し、作業後速やかに、濁水を処理施設へ運搬し処分する。

（２） 受託者は、濁水を処理する業者を産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を得ており、産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

（３） 濁水処理が不要な工法を採用する場合は、業務監督員と協議するものとする。

処理施設名	施設所在地・連絡先	受入条件
㈱公清企業 (エコパーク)	東区中沼町 45-23 TEL 792-3770	・有機、無機 ・受入条件については、確認を要する。 ※中間処理施設、最終処理（埋立等）は別事業者に委託

※詳細は産業廃棄物ガイドによる。

４． 建設発生土

（１） 建設発生土は、下記の搬入場所に運搬すること。この場合、受け入れ時等の種々の条件があるのでこれを遵守すること。

（２） 運搬経路の設定は、予定経路付近の家屋及び交通状況を調査し、騒音・振動・塵埃等の防止に努めること。また、経路は常に把握し安全運転に必要な措置を講じること。

（３） 受託者は発生土の運搬に当たり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備を施すとともに、過積載が生じないように注意しなければならない。

搬出先施設名	施設所在地
厚別山本地区建設発生土一時堆積場	札幌市厚別区厚別町山本 2452-1
大八拓殖工業(有)	小樽市銭函 3 丁目 80-1 ほか
札幌石狩砂利協同組合　銭函	小樽市銭函 4 丁目 157-1
札幌石狩砂利協同組合　親船町	石狩市親船町 25-536 ほか
プロパン荷役㈱	石狩市厚田区聚富 615-1 ほか
㈱増田産業	石狩市厚田区聚富 169-3 ほか
新日本構研㈱　当別町	当別町字弁華別 6558-1 ほか

５． コンクリート塊

業務現場から発生するコンクリート塊の搬出場所は、下記のとおりとする。

処理施設名	施設所在地
札幌リサイクル骨材㈱	札幌市土木工事積算要領及び資料 （Ⅰ第 18 章　建設副産物⑩産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）を参照
小橋北豊㈱	
札幌環境資材センター	
㈱松原産業	
野田工業㈱	
世紀東急工業㈱	

※RH 入りコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材㈱、札幌環境資材センター、㈱松原産業、小橋北豊㈱にて受入可

世紀東急工業㈱はストック容量 92t 以下のため、搬入の際は事前確認すること。

６． マンホール金枠等

業務現場から発生したマンホールの金枠・鉄蓋・縁石バンド等については、所管管理センターに搬出すること。

搬出先施設名	施設所在地
西部下水管理センター	札幌市西区八軒 9 条西 7 丁目 1-30
東部下水管理センター	札幌市白石区本通 20 丁目北 2-11

７． 廃プラスチック類（塩ビ等）

廃プラスチック類（塩ビ等）が発生した場合は、下記の施設により処分すること。

処理施設名	施設所在地	連絡先
札幌第一清掃㈱	西区発寒 10 条 12 丁目 1-1	611-9291
㈱公清企業	東区中沼町 45-23	792-3770
㈱マテック	西区発寒 12 条 13 丁目 1020-232	213-7000
北清企業㈱	北区篠路町拓北 6-591	791-1101

８． アスファルト塊

当該業務で発生するアスファルト塊は搬入条件を遵守し、下表施設のうち何れかに搬入すること。

処理施設名	施設所在地
世紀東急工業㈱	札幌市土木工事積算要領及び資料 （Ⅰ第 18 章　建設副産物⑩産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）を参照
東亜道路工業㈱	
道路工業㈱	
札幌中央アスコン	
札幌環境資材センター	
札幌リサイクル骨材㈱	

※RH 入りアスファルト塊は、札幌リサイクル骨材㈱、札幌環境資材センター、㈱松原産業にて受入可。

上記以外の施設へアスファルト塊を搬出する場合は業務監督員と協議すること。

９． がれき等（最終処分の必要なもの）

当該業務で発生するがれき等の搬出場所は、下記を参考とする。

処理施設名	施設所在地
札幌企業産業㈲	札幌市土木工事積算要領及び資料 （Ⅰ第 18 章　建設副産物⑩産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）を参照

１０． 木くずの処理

現場から発生する伐採木等は再生処理施設で処理すること。

再生処理施設名	施設所在地	受入条件等
城東運輸㈱	札幌市土木工事積算要領及び資料（Ⅰ第 18 章　建設副産物⑩産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）を参照	幹と枝は分離し、幹は 2.4m以下 受入条件等は、確認すること。

再生処理施設で処理できない伐採木等については、札幌市の各清掃・破砕工場で処理すること。

清掃・破砕工場名		施設所在地	受入条件等
焼却	清掃工場（発寒、駒岡、白石）	札幌市土木工事積算要領及び資料（Ⅰ第 18 章　建設副産物⑩産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）を参照	最大辺が 50cm 以下
破砕	破砕工場（発寒、篠路、駒岡）		最大辺が 0.5～2.0m 以下のもの 剪定枝も受入可能(一週間以上､乾燥させること。)

※セメント付着、タール・ＣＣＡ防腐剤塗布木材が発生した場合は、上記施設での処理が不可であるため、処分先については業務監督員と協議すること。

１１． その他の廃棄物

業務現場から発生するその他の廃棄物については、できるかぎり分別し、リサイクル可能な物は再生資源化を行っている処理施設に搬入すること。（マニフェストによる管理が必要）

１２．北海道循環資源利用促進税について

当該業務で発生する産業廃棄物については、道内の最終処分場への直接搬入、あるいは中間処理後の減量化・リサイクル等による残さ等の最終処分場への搬入に際し、北海道循環資源利用促進税が課税される場合があるので、適正な処理を行うこと。

２－５　環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷低減に努めること。

（1） 業務の履行に際しては、電気・水・油・ガス等の使用量を減らすよう努めること。
（2） できるだけゴミの減量化を図るとともに、リサイクルの推進に努めること。
（3） 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

（4） 自動車等を使用する場合は、出来るだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
（5） 急ブレーキ・急発進などを控え、燃料消費の少ない運転を心がけること。
（6） 業務に関わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
（7） 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような働きかけを行うよう努めること。